

国分駐業第734号（令和5年10月25日）別冊第1

給食業務部外委託に関する仕様書

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

国分駐屯地業務隊

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
給食業務の部外委託	仕様書番号	
	作成	令和5年10月25日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	国分駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の国分駐屯地（以下、「官側」という）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料などの運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更する場合があります、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表1ー駐屯地食堂における1日あたりの標準的な食数及び配食レーン

区 分		平 日	休日（土・日・祝日）	
朝食	食数	4月～6月	650食	550食
		7月～3月	300食	200食
	食事時間	0600～0700	0630～0700	
	曹士食堂	1～2コ配食レーン	—	
	幹部食堂	1コ配食レーン	—	
昼食	食数	4月～6月	700食	350食
		7月～3月	400食	150食
	食事時間	1200～1300	1200～1240	
	曹士食堂	1～2コ配食レーン	1コ配食レーン	
	幹部食堂	1コ配食レーン	—	
夕食	食数	4月～6月	600食	400食
		7月～3月	300食	150食
	食事時間	1730～1830	1730～1830	
	曹士食堂	1～2コ配食レーン	1コ配食レーン	
	幹部食堂	1コ配食レーン	—	

※詳細は、別紙第1「令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」を参照

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、別紙第1「令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「国分駐屯地食堂における配食人員の配置」等を基準として本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- 4) 前3号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを1回100食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有しかつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を5.3「提出書類」に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- b) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- c) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- d) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付衛食第85号別添）
 ※ ただし、5（4）③に記述される、「10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。」については、官側としてこれを要求しない。
 受託業者が自主的に実施する場合は、受託業者の負担とする。
- e) 食品衛生法施行条例（平成12年鹿児島県条例第45号）
- f) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- g) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、「感染症法施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の国分駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又はこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶への詰め替えを含む。）、隊員等への配食を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 給食器材・用具などの洗浄、整備及び格納

調理器材、用具などの使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 調理・配食作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか
朝、昼、夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断・調理要領及び調理数に基づく作業が実施されていたか 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存がなされていたか
朝、昼、夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか 配食開始は遅延せず、定められた時間に配食されたか
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか 器具等の員数は不足していなかったか

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が、給食器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、又は利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表2のとおりとする。

表2 — 官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備考
給食予定人員	月1回	翌月分を 前月10日まで	4月分は、左記に関わらず引き継ぎ期間に通知
献立表	月1回	同上	同上
確定人員 献立材料表	週3回	当該給食日の 3～7日前基準	次の通り通知することを例とする。 1 火曜日に、土～月曜日分を通知 2 前週木曜日に、火・水曜日分を通知 3 前週金曜日に、木・金曜日分を通知
調理及び配食 細部要領	平日毎日	平日朝 8時30分基準	
各種検査等及 び実習生の受け入れ		当該月の1か月前 の10日まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表3のとおりとする。

表3 — 提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
現場責任者の勤務 経験関連資料	年1回	業務開始 14日前まで	様式随意
作業従事者一覧	年1回	業務開始 14日前まで	提出後、従事者に変更があれば その都度提出する。(様式随意)
作業従事者調理師 免許の写し(免許 保有者のみ)	年1回	同上	同上
作業従事者菌検索 結果	月1回 以上	前回実施日より 1か月以内 (ただし、受託年 度4月分は業務開 始の10日前ま で)	1 菌検索結果には、腸管出血性 大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果 を提出 3 従事者に変更があればその 都度提出する。
給食業務勤務割振 表(勤務予定表)	月1回	翌月分を前月25 日まで	1 受託年度4月分は業務開始 の10日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、 官側の確認を受けるものとし る。別紙第3基準
給食業務勤務実績 表	月1回	当月分を翌月5日 まで	別紙第4基準
作業完了届	月1回	当月分を翌月5日 まで	別紙第5
保健所等による営 業許可証の写し	年1回	業務開始 14日前まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施設

本委託業務に係る陸上自衛隊国分駐屯地食堂、厨房、控室及び更衣室

b) 設備

別紙第6のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

別紙第7「(給食業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内2月28日までに完了するよう協力しなければならない。

5.7 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設(駐屯地隊員食堂)における飲食店営業(一般食堂)の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行細則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.8 受託者と駐屯地糧食班との協議

受託者は、月1回以上駐屯地糧食班へ赴き、官側と給食業務の履行のための協議を実施するものとする。この際、官側立会の下、調理作業・配食作業等の状況把握及び作業従事者の現地指導を行い、適切な給食業務確行に努めるものとする。

5.9 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分		食数				現場 責任者 (人・ 時)	作業員			作業員1人 当たりの 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
10月	平日	朝	527	191	327	6903	4	114	4	455	61
		昼	594	211	402	8511	4	159	4	636	54
		夕	442	152	294	6197	4	96	4	385	64
		計	—	—	—	21612	12	369	—	1476	—
	休日	朝	505	186	257	2564	1	6	1	6	427
		昼	345	116	206	2033	4	45	4	181	45
		夕	293	127	178	1773	4	42	4	167	43
		計	—	—	—	6370	9	93	—	354	—
11月	平日	朝	565	220	332	6645	4	112	4	448	59
		昼	657	205	378	7561	4	160	4	641	47
		夕	473	143	281	5615	4	97	4	387	58
		計	—	—	—	19821	12	369	—	1476	—
	休日	朝	471	158	267	2667	1	4	1	4	616
		昼	339	98	197	2044	4	41	4	164	50
		夕	263	104	174	1788	4	34	4	137	52
		計	—	—	—	6499	9	80	—	306	—
12月	平日	朝	442	221	335	5482	4	95	4	381	58
		昼	551	250	445	7192	4	127	4	509	56
		夕	391	102	282	4612	4	81	4	324	57
		計	—	—	—	17286	12	304	—	1215	—
	休日	朝	295	79	143	2060	1	10	1	10	199
		昼	278	59	118	1686	4	62	4	249	27
		夕	223	57	108	1562	4	58	4	233	27
		計	—	—	—	5308	9	131	—	493	—

月	区分		食数				現場 責任者 (人・ 時)	作業員			作業員1人 当たりの 食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
1月	平日	朝	431	219	302	5018	4	99	4	395	51
		昼	636	286	377	6281	4	144	4	576	44
		夕	407	121	253	4215	4	82	4	328	51
		計	—	—	—	15514	12	325	—	1299	—
	休日	朝	361	83	164	2351	1	10	1	10	243
		昼	293	62	145	2066	4	60	4	239	35
		夕	219	61	118	1689	4	53	4	211	32
		計	—	—	—	6106	9	122	—	459	—
2月	平日	朝	429	224	289	5295	4	104	4	417	51
		昼	520	321	411	7527	4	150	4	600	50
		夕	320	128	243	4454	4	92	4	369	48
		計	—	—	—	17276	12	347	—	1387	—
	休日	朝	276	144	189	1825	1	5	1	5	391
		昼	174	91	133	1288	4	48	4	192	27
		夕	161	88	115	1115	4	41	4	163	27
		計	—	—	—	4227	9	93	—	359	—
3月	平日	朝	430	251	312	6971	4	126	4	503	55
		昼	592	285	434	9694	4	187	4	749	52
		夕	703	139	297	6643	4	110	4	441	60
		計	—	—	—	23308	12	423	—	1693	—
	休日	朝	292	157	201	1742	1	4	1	4	402
		昼	220	101	146	1264	4	38	4	151	34
		夕	160	102	126	1091	4	29	4	116	38
		計	—	—	—	4096	9	71	—	271	—

月	区分		食数				現場 責任者 (人・ 時)	作業員			作業員1人 当たりの 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
4月	平日	朝	783	561	682	13458	4	131	4	525	102
		昼	967	531	772	15234	4	232	4	929	66
		夕	773	469	633	12491	4	153	4	613	81
		計	—	—	—	41183	12	517	—	2068	—
	休日	朝	671	258	535	5499	1	6	1	6	917
		昼	686	144	432	4428	4	63	4	252	70
		夕	667	187	460	4714	4	63	4	251	75
		計	—	—	—	14640	9	132	—	59	—
5月	平日	朝	812	542	660	11935	4	111	4	445	107
		昼	756	423	588	10625	4	192	4	768	55
		夕	730	438	600	10857	4	135	4	539	81
		計	—	—	—	33418	12	438	—	1752	—
	休日	朝	625	256	414	5286	1	11	1	11	481
		昼	450	78	216	2781	4	88	4	352	32
		夕	552	147	351	4499	4	83	4	331	54
		計	—	—	—	12566	9	182	—	694	—
6月	平日	朝	948	540	654	14380	4	139	4	556	103
		昼	935	429	651	14316	4	223	4	891	64
		夕	841	393	600	13189	4	148	4	591	80
		計	—	—	—	41885	12	509	—	2037	—
	休日	朝	848	494	613	4903	1	5	1	5	919
		昼	574	137	332	2654	4	55	4	220	48
		夕	554	331	427	3416	4	51	4	203	67
		計	—	—	—	10974	9	111	—	428	—

月	区分		食数				現場 責任者 (人・ 時)	作業員			作業員1人 当たりの 食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
7月	平日	朝	549	207	312	6244	4	116	4	465	54
		昼	499	256	382	7637	4	148	4	592	52
		夕	378	152	265	5305	4	99	4	396	54
		計	—	—	—	19186	12	363	—	1453	—
	休日	朝	491	165	235	2587	1	6	1	6	431
		昼	335	93	176	1942	4	51	4	205	38
		夕	296	95	146	1603	4	47	4	188	34
		計	—	—	—	6132	9	104	—	399	—
8月	平日	朝	439	174	288	4894	4	94	4	376	52
		昼	447	134	329	5613	4	127	4	508	44
		夕	324	119	237	4028	4	77	4	308	52
		計	—	—	—	14535	12	298	—	1192	—
	休日	朝	590	89	185	2584	1	8	1	8	310
		昼	183	63	94	1315	4	65	4	259	20
		夕	178	63	91	1276	4	62	4	247	21
		計	—	—	—	5175	9	135	—	514	—
9月	平日	朝	587	205	306	6114	4	115	4	461	53
		昼	471	209	341	6827	4	155	4	621	44
		夕	391	136	246	4919	4	103	4	412	48
		計	—	—	—	17860	12	374	—	1495	—
	休日	朝	366	175	243	2425	1	6	1	6	428
		昼	435	112	193	1934	4	48	4	193	40
		夕	285	97	153	1529	4	44	4	177	34
		計	—	—	—	5888	9	98	—	376	—

作 業 完 了 届

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 殿

下記のとおり、作業が完了したのでお届けします。

記

- 1 作 業 名 : 給食業務の部外委託
- 2 作 業 場 所 : 国分駐屯地隊員食堂
- 3 作 業 期 間 : 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 4 稼働日数
(1) 平日 : 日
(2) 休日 : 日
- 5 完了届出年月日 : 令和 年 月 日

契 約 者

印

設 備

	区 分	数 量	能 力
厨房器材 及び器具	連続式ガス炊飯装置 2号	1台	20釜(1000食)/h (水温20℃)
	炊飯釜洗浄機2号	1台	30セット/h
	蒸気式煮炊き釜220L	6台	220L/台
	連続式揚物機2号	1台	200個/h以上
	連続式焼物機2号	1台	250個/h以上
	コンベクションオープンスチーム機能付1号	1台	自動洗浄機能付ガス式 (20段)
	ガスレンジ1号	1台	ガス消費量(LP) 126kw
	野菜切裁調理器1号	1台	キャベツ 1m/m、400kg/h
	肉ひき機2号	1台	150kg/h、プレート目 3.2mm
	球根皮むき器1号	1台	1回の投入量25~30kg
	蒸し器1号	2台	冷凍シューマイ、7000個以上 /h
	製氷機	2台	1回の製氷量、約3.2Kg(140 個)
	蒸気湯沸器	1台	300L/約48分
	保温器	2台	温度範囲60~120℃
	配食室用保冷库	2台	温度範囲-6~12℃
	包丁まな板殺菌庫	1台	まな板10枚
	ミートスライサー1号	1台	4,800枚/h
	食器消毒保管庫	4台	食器かご収納数40 (1かご50枚)
	適温配食1・2号	1式	ホットテーブル0~120℃ コールドテーブル40~40℃
	冷凍・冷蔵庫	2台	冷蔵0~10℃ 冷凍-25~-15℃

「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)」

No	使用区分	品 名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷・保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食品用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	厨房清掃用	バケツ	
17	厨房清掃用	ポリ袋	各規格、必要数
18	厨房清掃用	水切り	
19	厨房清掃用	モップ	
20	厨房清掃用	洗浄機	
21	厨房清掃用	厨房床洗浄用洗剤	
22	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口、トイレ等
24	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
25	官民共用	トイレトーパー	トイレ等
26	官民共用	トイレ清掃用具一式	
27	官民共用	トイレ用洗剤	

※22 から 27 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官側と要調整